

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

三朝町長

三朝町条例第20号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（平成10年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第24条関係） 上水道事業の給水料金表				別表第2（第24条関係） 上水道事業の給水料金表			
1口当たり				1口当たり			
口径 ミリ メー トル	基本水 量 立 方 メ ー ト ル	基本料 金 円	超過料金（1立 方メートルにつ き） 円	口径 ミリ メー トル	基本水 量 立 方 メ ー ト ル	基本料 金 円	超過料金（1立 方メートルにつ き） 円
			1,000 立方メ ートル まで				1,000 立方メ ートル まで
13	10	900	125	125	13	10	850
20	20	2,300	140	<u>135</u>	20	20	2,150
25	25	4,200	140	135	25	25	4,000
30	30	5,800	140	135	30	30	5,500
40	40	8,300	140	135	40	40	7,800
50	50	13,300	140	135	50	50	12,600
75	75	24,000	140	135	75	75	23,000
100	100	36,000	140	135	100	100	34,000

別表第3（第24条関係）

簡易水道事業及び飲料水供給事業の給水料金表

1口当たり

口径 ミリ メー トル	基本水 量 立 方 メ ー ト ル	基本料 金 円	超過料金（1立 方メートルにつ き） 円	
			1,000	1,000
			立方メ ートル まで	立方メ ートル を超え る部分
13	10	800	125	125
20	20	2,200	140	<u>135</u>
25	25	3,600	140	135
30	30	4,900	140	135
40	40	7,000	140	135
50	50	11,300	140	135
略				

別表第3（第24条関係）

簡易水道事業及び飲料水供給事業の給水料金表

1口当たり

口径 ミリ メー トル	基本水 量 立 方 メ ー ト ル	基本料 金 円	超過料金（1立 方メートルにつ き） 円	
			1,000	1,000
			立方メ ートル まで	立方メ ートル を超 え る部分
13	10	700	125	125
20	20	2,000	140	<u>140</u>
25	25	3,200	140	135
30	30	4,400	140	135
40	40	6,200	140	135
50	50	10,100	140	135
略				

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三朝町水道事業給水条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後最初の定例日後に計量した使用水量により算定する料金について適用し、施行日以後最初の定例日以前に計量した使用水量により算定する料金については、なお従前の例による。